

## 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議

甲府市教育委員会

### 1. 甲府市の現状

○人口：192,601人 (H27.4 現在)

○小学校25校 児童数8,696名

中学校11校 生徒数4,407名

○外国籍児童生徒数 (H27.5.1 現在)

小学校 (21校/25校) 120名

中学校 (11校/11校) 83名

合計 203名

\*校内における外国籍児童生徒在籍率が一番多い学校25名/162名中 (15.4%)

\*外国籍児童生徒が10名以上の学校数7校/36校中

○国籍別内訳と国別比率 (H27.3)

韓国73名 (36.0%) 中国59名 (29.1%) ブラジル26名 (12.8%) フィリピン22名 (10.8%) ペルー10名 (4.9%) タイ6名 (3.0%) その他 (インドネシア、フランス、イラン、ルーマニア等)

○日本語指導を必要とする児童生徒数 (H27.5.1)

小学校16校 (61名) / 25校 中学校6校 (20名) / 11校 計81名

(H24: 83名 H25: 74名 H26: 85名)

### 2. 甲府市の日本語指導に関する施策

#### 1) 指導者

①センター (拠点) 校指導教諭・・・ (甲府5名/県加配18名)

- ・5名の配属先 (小学校4校、中学校1校) H25年度末1名減
- ・学校長により校内分掌として指導教諭が決定 (毎年4月)
- ・週2回 (月・木) : 自校における指導日 週3回 (火・水・金) 巡回指導
- ・巡回訪問は出張扱い
- ・担当児童生徒数及び学校数 (H27.12) 自校を含む  
A 教諭 (19名6校) B 教諭 (17名6校) C 教諭 (17名6校)  
D 教諭 (21名2校) E 教諭 (13名3校)

②日本語指導員・・・ (9名委嘱) 母語を用いて指導する市委嘱指導員 (報酬)

- ・日本語の初期指導を必要とする児童生徒に対して派遣



- ・対応言語：中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、英語、タイ語
- ・現在6名が指導に当たっている。
- ・1回2時間（週4回まで）
- ・必要に応じて、三者懇談、学級担任の補助として通訳業務を行う。
- ・担当児童生徒数及び学校数（H27.12）

F先生（1名1校） G先生（2名2校） H先生（6名4校）  
I先生（7名4校） J先生（5名4校） K先生（2名2校）

## 2) 日本語指導担当者会

日時：毎月1回（金曜日 15:30~）

場所：甲府市教育研修所

内容：①指導者の時間割の確認 ②転出入児童生徒の確認と指導日の設定  
③指導方法 ④情報交換

\*センター校教諭と日本語指導員は、それぞれ別日に指導を行っているため、指導の一貫性の保持、指導方法の確認を行う。

### ○平成27年度日本語指導児童生徒一覧

	センター校教職員					日本語指導員	
	P小	Q小	R小	S小	T中		
訪問校	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△	△△
A小			▲▲4中女				
B小	□□6英男					□□6英男	
C小	△△2ホ女 ●●5ス男						
D小		〇〇6中女 ▽▽4中男					〇〇6中女

### ○平成27年度日本語指導週予定表一覧

	センター校教職員					日本語指導員	
	P小	Q小	R小	S小	T中		
訪問校	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△	△△
A小			火1.2				
B小	金3.4					火1.2	
C小	水1.2 火3.4						
D小		火3.4 金1.2					月1.2

注) 取り出す授業を考慮したスケジュールを作る。特に、実技教科を取り出し授業にしない。中3生は入試科目に配慮する。

### 3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

#### □特別の教育課程の必要性

##### ①「取り出し授業≠教育課程」

- ・教育課程への位置づけが明確になる。

##### ②指導の継続性の確保

- ・担任の交代や中学進学時の引き継ぎが口頭程度から書面になることで一貫した指導を継続することができる。

##### ③学校、学級担任の理解不足解消

- ・学級担任は、日本語能力の把握をしていないため、「こうなってほしい」という目標を持っていなかったり、巡回指導している日本語指導教員が何をどうしているのか分かっていないケース等を改善できる。

#### □「特別の教育課程」の対象者

- ・各学校から日本語指導の必要があると要望のあった児童生徒（学校間格差解消）

#### □「特別の教育課程」の成果と課題

◎学級担任とセンター校教諭が指導方法・日本語の能力の程度について話し合う場が増えた（情報共有）。

◎どのような指導が必要かを学級担任と一緒に考え、話し合うことができるようになった。小中の違いから生じる指導（接し方、指導方法、教科との関わり、進学等）の不安を担任との打ち合わせにより安心して授業に臨めるようになった。

◎学級担任、センター校教諭の相互がニーズを出し合うなど指導の糸口を見いだすことができた。指導の方向性を見つけることができた。

◎「個別の指導計画」があるため、担任、指導者の交代、進学があっても指導の継続性を図ることができた。

▲全員を5名の教員に割り振るので、4月の段階でほとんどの先生の時間割が埋まる。年度の途中に日本語指導が必要な（緊急度の高い）児童生徒の転入があった場合、他の児童生徒の指導を終了して対応しなければならない。（結果的に指導が必要な児童生徒数が増えるわけではないので配置増につながらない）

▲日本語指導に係る研修会（指導方法、DLA等）の必要性を感じる。（予算措置）

▲学級担任の中には今までと関わり方が変わらない。「特別の教育課程」についての周知が十分でない。（学級担任、学校での担当者等への研修を行わなければ変わっていかない。）

### 4) 甲府市における日本語指導の課題

○学級担任とセンター校教諭の話し合い時間の確保が難しい。訪問日の話し合いは時間割の都合上無理に近い。多忙化による行事、会議の精選により、出張の設定が難しい。

- 専門性の高い教員の育成が必要であるが、甲府市では4月の校内人事により担当者が決定される。新しく指導員になった場合の研修ができない。指導方法は自己研鑽に頼る現状である。
- 適切な教材情報の発信が必要である。（指導者の判断に任されている）
- 委嘱の指導員の日本語指導の時数や個別懇談等への通訳業務の依頼が多いものの予算が十分には足りない。
- 巡回指導において、小学校は業間休みがあり距離的な問題も考慮しているため対応可能だが、中学校間を移動することは時間的（10分休み）に無理があるため、スケジュールづくりに困難がある。
- 巡回指導のスケジュールがいっばいで学級担任と日本語指導教諭が打合せをする時間が取れない。（加配の必要性）

## 5) 中学卒業後の支援（高校入試特別措置）

○H27年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項から（概略）

### 1. 出願資格

#### 1) 海外帰国生徒

原則として平成24年4月1日以降に帰国した者又は帰国予定の者で、外国における在住期間がその帰国時からさかのぼり、継続して2年以上ある者

#### 2) 移住生徒

中国残留邦人等、永住するため海外から引き揚げてきた者及び海外から移住してきた者の子で、原則として、平成27年4月1日現在、日本における在住期間が7年以内の者

#### 3) 外国籍生徒

保護者とともに山梨県内に居住し、又は居住予定のある外国籍を有する者で、原則として、平成27年4月1日現在、日本における在住期間が7年以内の者

### 2. 入学検査における特別措置

1) 1の出願資格を有する者の選抜は、調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果とし、一般受検者と区別して行う。

2) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の中から自己選択した3教科とする。

### 3. 募集定員における特別措置

1の出願資格を有する者の選抜は、募集定員を超えて、志願先高等学校の学級数に相当するまで入学を許可することができる。

### 4. 入学後の特別措置

日本語指導を特に必要とする生徒を対象とした教育課程を、笛吹高等学校及び都留興譲館高等学校（普通科）並びに中央高等学校に置く。

### ○進路選択に関わる問題点

- 本人、保護者への十分な進路情報の提供と進路相談・指導には通訳の確保が不可欠である。
- 在学期間のみを持って受験資格にすることで発生する課題として、「日本生まれ、日本育ちの子ども」でも家庭の言語環境により、ことばの力が弱く、学力も身につけていないために厳しい進路選択を迫られるケースがある。
- 高校入学後の日本語指導サポートがほとんどないので、入学後に苦勞する生徒が多い。日本語能力が十分でないが故に中途退学せざるを得ないケースがある。